

## 岡山県海ごみ削減行動促進支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、瀬戸内オーシャンズX推進協議会（以下「協議会」という。）が「瀬戸内オーシャンズX 瀬戸内海洋ごみ削減行動促進・支援基金 戦略的な海洋ごみの削減・地域循環型社会形成助成規程（以下「助成規程」という。）」に基づく助成金の交付決定を行った事業のうち、県内の海ごみ削減に資するものについて、予算の範囲内で岡山県海ごみ削減行動促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内の海洋環境及び良好な景観の保全を図る。

### (補助対象事業及び補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業は、協議会の助成規程に基づく助成金の交付を受ける事業のうち、県内の海ごみ又は河川ごみ等の回収を行う事業であって、当該助成金以外に、国、県又は他の地方公共団体等から、補助金等の交付を受けない事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を実施する団体とし、主たる事務所又は事業所の所在地が県内にあるか否かを問わない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

一 団体の役員が、次の各号のいずれかに該当する団体

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

二 法人格のある団体であって、岡山県税に未納がある団体

### (補助対象事業費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表1に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、助成金の交付を受ける事業が県外の海ごみの削減を含む事業の場合は、証拠書類等により、県内での事業実施に必要な経費として明確に区分できるものに限り補助対象事業費に含むことができるものとする。

2 補助率は別表2に掲げるとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 補助限度額は、補助対象事業者1者につき、協議会が定める募集期毎に600,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業費の費目の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の経費の配分の変更は除く。)
- 二 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出して承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容に対して不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、事業遂行状況報告書(様式第4号)の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の会計年度終了の日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、第 7 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

一 法令又は本要綱に違反したとき。

二 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

三 不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

四 補助金を補助事業以外の用途に使用するなど、経理において違法または不当の支出をしたとき。

五 補助事業を実施せず、実施しようとする意思が認められないとき。

六 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。

七 その他補助事業の実施において著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第 14 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第 20 条に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とし、処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が別に定める。

別表 1

費 目	内 容
臨時雇用費	ごみ回収、実証事例の実施に必要な臨時的人件費
ごみ処理費	ごみ処理費
旅費交通費	出張に係る旅費、交通費
委託費	ごみ処理運搬・処理に必要な業務委託料、専門的な技術・分析等に必要な経費 等
賃借料	設備、機械、車両・船舶等の借り受けに必要な経費
消耗品・備品費	消耗品や機材・備品等の購入費
印刷費	印刷に係る経費
通信運搬費	郵送料、宅配便代 等
会議費	会場使用料（※会議茶菓子代は対象外）
事業管理費	職員人件費・諸経費
保険料	活動保険、損害保険 等
その他	知事が必要と認める経費

別表 2

補助対象事業者	補 助 率
学生等団体	10 分の 2 以内
上記以外の団体	10 分の 1 以内

注 1 学生等団体とは、学生団体及び中高生団体をいう。

注 2 学生団体とは、3人以上で構成され、学生が団体の構成員の過半数を占めている団体をいう。

注 3 中高生団体とは、生徒2人以上及び教員1人以上で構成され、生徒が団体の構成員の過半数を占めている団体をいう。

注 4 生徒とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、中等教育学校に在学するものをいい、学生とは、大学、高等専門学校、専修学校に在学するものをいう。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。